

JPNICにおけるIPv4アドレス移転制度の 施行について

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

2011年4月7日

第28回IPアドレス管理指定事業者連絡会



社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

IPv4アドレス移転制度を取り巻く状況

■ APNIC地域における動向

- 2009年11月 APNIC29 APNICにおけるIPv4アドレス移転制度の施行決定
- 2010年2月よりAPNICにて施行

■ 国内における動向

- 2009年11月 JPOPM17 JPNICにおける施行に関する提案、コンセンサス
 - <http://venus.gr.jp/opf-jp/opm17/jpopm17-p3-v1.pdf>
- 2010年1月 ポリシーワーキンググループからJPNICへの実装勧告
 - 移転元、移転先両者の合意に基づき、JPNICと直接契約関係のある組織間による分配済IPv4アドレスの移転を認め、移転結果をレジストリデータベースへ反映する

JPNICにおける検討ステータス

- 想定される移転範囲の確認、移転制度の骨子およびスケジュール案を総会にて発表
- 大枠は決定し、移転時の要件確認の実施、移転手数料の課金については検討中
- パブコメを実施のうえ、6月総会にて最終案を発表、7月を目処に施行

JPNICで検討中の移転制度の骨子案

対象アドレス	JPNIC管理下のIPv4アドレス JPNIC管理下のPAアドレス、特殊用途PIアドレス、歴史的PIアドレス
移転元としての申請資格の範囲	JPNICと契約締結している組織 指定事業者、歴史的PIアドレスホルダ、特殊用途PIアドレスホルダ
移転先としての申請資格の範囲	JPNICと契約締結している組織/新規に契約締結する予定の組織
最小移転単位	/24
確認事項	移転元として申請する組織が、JPNICデータベース上で正しいアドレス利用者として登録されていること 移転先からアドレス利用計画の提出を求めるかは検討中
料金	移転時の手数料:徴収の有無は検討中 移転後の維持料:移転先が負担
移転履歴の公開	対象アドレス・移転元・移転先・移転年月日
その他	移転先が指定事業者の場合は、PIアドレスからPAアドレスへの種別の変更が可能 移転に伴う移転先および移転元とJPNIC間の契約に関しては適切に管理するが、移転元・移転先間での個別の移転条件についてはJPNICは関与しない

移転手続き(案)

- 返却申請と割り振り申請の組み合わせとした手続きを予定しています
 - 移転先は移転前の割り当て情報を引き継ぐことはできず新規登録が必要となります
 - 指定事業者がPIアドレスの移転先となる場合、移転アドレスのPA化を可能とします
- 関係者が移転結果に合意した旨を確認できる捺印付書類の提出をお願いする予定です
 - 指定事業者契約と同等の捺印をお願いする方向で検討中です
 - JPNICと契約関係のない移転先は新たに契約締結が必要になります
- JPNICは移転の合意条件には関与せず、申請された移転結果をデータベースへ反映します
 - 合意条件上の問題、移転後の合意に関する認識の不一致は当事者で対応していただくこととなります
- 今後の検討事項
 - 移転時のJPNICによる利用確認の実施
 - 移転時の手数料の徴収
 - 歴史的PIアドレスの割り当て先が移転先となる場合の契約文書の整理

スケジュール案

▲既定 △暫定 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月

2010年度

2011年度

